

令和8年4月

お客様各位

長岡信用金庫

当座勘定規程の改定について

平素より、長岡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫は、手形小切手等支払いの見直しにより、以下の通り当座勘定規程を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規程 当座勘定規程
2. 改 定 日 令和8年5月1日

3. 改定内容

新	旧
<p>第7条（当座勘定からの支払い等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いの為呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p>第7条（当座勘定からの支払等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いの為呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）～（4） （略）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払い場所とする約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>（2）当店を支払い場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払い場所とする約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）当店を支払い場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>

新	旧
<p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) ~ (7) (略)</p> <p>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことが出来るものとしします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>第18条 (線引小切手の取扱)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことが出来るものとしします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p><小切手用法></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) ~ (7) (略)</p> <p>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことが出来るものとしします。</p> <p>第18条 (線引小切手の取扱)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことが出来るものとしします。</p> <p><小切手用法></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>